(2) 失われる利益
本件事業による環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者の調査によると、本件事業地内においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。
また、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
(3) 事業計画の合理性
本件事業は、近年の消防業務の拡大、専門的で高度な技術・技術を備えることを目的とし、現在の教育訓練課程の円滑な実施のために、消防学校を改築する事業である。
本件事業の施行にあたっては、県内全域の消防職員及び消防団員にとって利用しやすい位置にあり、用地取得面積が少なく、消防安全センターとの一体的な利用が可能となることから、現消防学校に隣接した3案について検討を行っている。申請案は、他の2案と比較して、用地取得面積は多くなるものの支障物件が少なく、地形的に大規模な造成を行う必要がなく、最も安価になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。
したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
4　法第20条第4号の要件への適合性
(1) 事業を早期に施行する必要性
3(1)で述べたように、消防職員の業務は火災予防・消火・救急・救助のあらゆる面にわたり大幅に拡大し、高度化・専門化しており、それに伴う教育訓練課程の大幅な増加や教育訓練時間が長期化などにより現在の消防学校において消防活動の変化に対応した教育訓練を行うことができないことから早期に本件事業の完成を図る必要がある。
したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。
したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。
5　結論
以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。
第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　山梨県中央市役所

○九州地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年三月十三日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市古里町一〇七六番一八から同市古里町一〇七六番四五まで	前	二〇・九メートル	二一五九メートル
	後	一九・八メートル	二一五九メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出
三月九日内閣から提出した議案は次のとおりである。
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件
新型インフルエンザ等対策特別措置法案
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
地方自治法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

質問書提出
三月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
平成二十四年度予算案における交付国債等の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎提出）
新公益法人制度への移行の現状に関する質問主意書（橘慶一郎提出）
国家公務員給与臨時特例法の他の公的部門への波及に関する質問主意書（橘慶一郎提出）
内閣総理大臣の日程管理に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

答弁書受領
三月九日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員山本拓提出野田内閣の「売電目的の農地転用促進」政策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳提出野田総理や閣僚らの沖縄訪問に要した費用等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎提出自動車検査独立行政法人の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員橘慶一郎提出給与臨時特例法による給与減額支給措置の影響額の平成二十四年度予算への反映に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中島政希提出八ツ場ダム建設事業の基本計画に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博提出内閣総理大臣の日程管理に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉井英勝提出三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎提出内閣府原子力委員会の小委員会が見解をまとめた「原子力発電所の使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルの在り方」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員塩川鉄也提出国土交通省の八ッ場ダム治水効果の検証に関する質問に対する答弁書

参議院

議案提出
三月九日議員から次の議案が提出された。
地方自治法の一部を改正する法律案（柴田巧外一名発議）（参第四号）
違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案（小野次郎外一名発議）（参第五号）
会計検査院法の一部を改正する法律案（小野次郎発議）（参第六号）
国家賠償法の一部を改正する法律案（小野次郎発議）（参第七号）
また、同日内閣から次の議案が提出された。
金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

議案受領（予備審査）
三月九日内閣から次の議案が送付された。
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）
新型インフルエンザ等対策特別措置法案（閣法第五八号）
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第五九号）
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）